

自由民主党 社会福祉推進議員連盟
会長 衛藤 晟一 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国社会就労センター協議会
会長 阿由葉 寛

障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しに係る要望

本会は、障害者に対し福祉的就労の場を提供する社会就労センター(就労継続支援(A型・B型)事業所、就労移行支援事業所(就労定着支援事業所を含む)、生産活動を行う生活介護事業所、生保・社会事業授産施設等)を会員とする組織です。

本会では、会員事業所と連携し、働くことを希望するすべての障害者が働く場を自由に選択することを保障するために、住まいの場を含めた障害者の多様なニーズに応えるべく取り組みを進めております。

現在、議論が進められている障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについては、社会就労センターをはじめとする障害福祉サービス事業所だけでなく、障害者への影響も大きいことを踏まえ、以下のとおりご要望申しあげます。

1. 就労継続支援 B 型事業の利用者の自立生活を保障するために、基準省令第201条第2項に規定されている1月当たりの工賃平均額(最低基準)を現行の3,000円から段階的に引き上げてください。
2. 本人が希望する一人暮らし等に向けた支援を目的とするグループホームは「構造的な経営の難しさ」や「地方での定員充足の難しさ」等の課題があるため、現行のグループホームでの一人暮らし等に向けた支援の機能強化を最優先に検討してください。
3. グループホーム(外部サービス利用型、介護サービス包括型)における夜間帯の休憩時間の問題について、障害福祉サービス等報酬改定での対応による効果を検証するとともに、現場の実態や課題を把握し、今まで以上に夜間帯に職員を配置できる水準まで報酬を引き上げてください。
4. 福祉・介護職員処遇改善加算と福祉・介護職員等特定処遇改善加算を一本化するとともに、加算額の更なる拡充をお願いします。また、すべての事業種別・職種を対象とし、煩雑な事務作業が生じないように配分方法等を事業所の裁量に任せる仕組みとしてください。
5. 新高額障害福祉サービス等給付費による利用者負担の軽減措置の要件を廃止し、サービスを必要とする65歳に達した、すべての障害者を軽減措置の対象にしてください。
6. 障害者支援施設等で新型コロナウイルス感染者の施設内療養が行われた際には、高齢者施設等で行われている施設内療養に対する追加的な支援(施設において必要となる追加的な業務に対する補助)と同様の支援策を講じてください。